

# 濃厚接触者の待機期間は原則10日間

新型コロナウイルス感染症の『濃厚接触者』と保健所から特定された者については、1月14日に発出された国通知に基づき、待機期間が**原則10日間**[起算日は陽性者との最終接触日の翌日]となりました。 ※待機期間は、今後新たな変異株の出現等により、変わることがあります。



濃厚接触者に特定された方は、陽性者と最後に接触した翌日から**原則10日間、自宅待機**をお願いします。

☆**社会機能を維持するために必要な事業を実施する事業者様へ**従事する者が濃厚接触者になった場合、「**事業継続のために待機期間を短縮する必要がある**」と**事業者が判断した者に限り**、下記の条件を満たせば、**待機期間を短縮することが可能**です。



「社会機能を維持するために必要な事業」に当たるかどうかは、**事業者自身が判断**してください。  
なお、**薬局等で行っている無料検査を受けさせることはできません**。

## 《条件》

1. 濃厚接触者の業務従事が、社会機能を維持するために必要な事業の継続に必要であること。
2. 陽性者との最終接触日から期間を通じて**無症状**であること。
3. **検査等(抗原定性検査、PCR検査等)**で陰性が確認されていること。  
(6日目《抗原定性検査の場合は6日目・7日目連続》に検査し陰性確認後、待機解除可能)
4. 事業者において**感染防止対策を徹底**すること。
5. 10日目までは業務従事以外の不要不急の外出を控え、公共交通機関の利用をできる限り避けること。

**社会機能を維持するために必要な事業に従事する者であっても、事業継続に支障がない場合は、10日間の自宅待機をお願いします。**

検査キットの購入先、「社会機能を維持するために必要な事業」の参考例、待機期間短縮の条件等についての詳細は、静岡県のホームページを御確認ください。**保健所へのお問い合わせはご遠慮ください。**

静岡県 濃厚接触者 待機期間短縮



社会機能の維持に必要な事業への影響等を把握し、今後の対策の検討資料とするため、濃厚接触者の待機期間を短縮した事業者様向けの**インターネットアンケート**に御協力をお願いします。  
(スマートフォンから回答できます。回答は任意です。)



## 濃厚接触者となった社会機能維持者の待機期間短縮に関するよくある質問

Q 1 社会機能維持者は、待機期間を短縮しなければいけないのでしょうか？

A 1 濃厚接触者の**待機期間は、現在は原則10日間**で、**地域の社会機能の維持に必要なやむを得ない場合に、各事業者が必要な検査を行った場合に、待機期間の短縮が可能**です。

感染者との最終接触日から6日目～9日目に発症する人も5%程度いると言われておりますので、**地域の社会機能の維持に必要な場合や濃厚接触者が10日間待機しても事業継続が可能な場合は、原則どおり10日間の自宅待機**をお願いします。

Q 2 社会機能の維持に必要な事業に該当しているかなどは、誰が判断するのですか？

A 2 社会機能の維持に必要な事業に該当しているか、実際に待機期間を短縮するかは、静岡県ホームページ掲載の「社会機能を維持するために必要な事業（政府の基本的対処方針から抜粋）」を参考に**各事業者において判断**してください。（**保健所への確認・連絡は不要**です。）

Q 3 待機期間短縮のための検査の費用の補助はあるのですか？

A 3 **検査費用は事業者自身が負担**してください。今回の検査は、現在薬局などで実施している、感染に不安のある人に対する**無料検査の対象外**です。

Q 4 検査はどのように受けたらいいのですか？

A 4 **市販されている抗原定性検査キット（薬事承認されたもの）を使って、事業者自身が検査**を行うか、自費検査を実施している機関で検査を受けてください。抗原定性検査キットは医薬品卸売販売業者から購入可能です。なお、検査キット購入には、事前に研修（厚生労働省HPのWEB研修）の受講が必要です。販売業者一覧：<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/kansen/documents/gyousha.pdf>  
また、PCR検査は結果までに日数がかかる場合がありますので注意してください。また、**医療機関以外の検査で陽性が確認された場合は、速やかに医療機関を受診**させてください。

Q 5 待機期間を短縮して、業務に復帰させる場合にこういった点に注意したらいいですか？

A 5 以下のような**感染防止対策を徹底**するほか、復帰する濃厚接触者には、**通勤時の公共交通機関や業務従事以外の不要不急の外出はできる限り避けさせて**ください。

- ①不織布マスクを正しく着用する。（顔に隙間なく密着させ、鼻・口を覆う）
- ②飲食以外ではマスクを外さない。また外している間はしゃべらない。
- ③復帰した濃厚接触者は飲食する場合、他の職員と同じ時間・場所を避ける。
- ④手洗いの徹底（石けんで2度洗い）や手指の消毒、共用部分（ドアノブ、事務機器等）の消毒、勤務場所の定期的な換気等を実施
- ⑤職場全員の体調管理を徹底し、体調不良者は出勤せず速やかに医療機関を受診